

平成25年産稲の作付制限等の対象区域

(この他、宮城県栗原市(旧沢辺村)が全量生産出荷管理)



作付制限

作付しない。
(可能な範囲で試験栽培や保安全管理を行う。)



作付再開準備

作付再開に向けて実証栽培を行う。
(管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。)

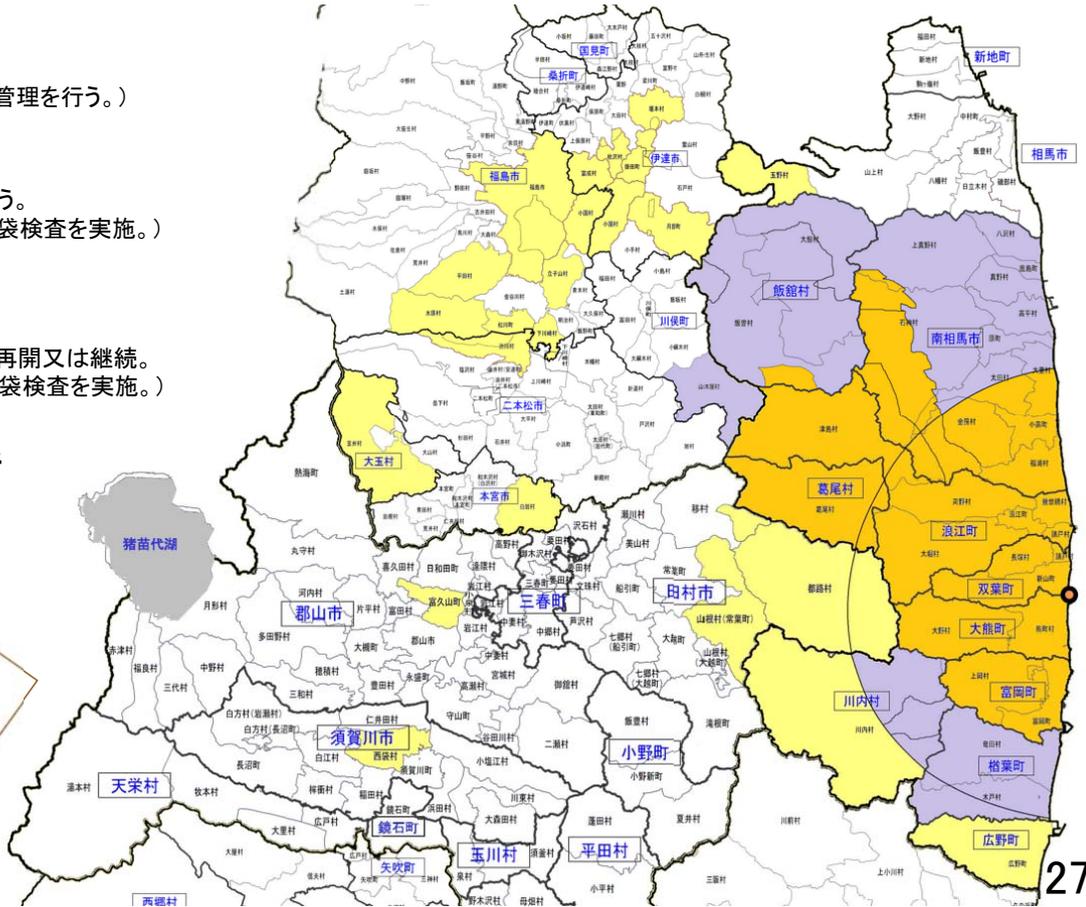


全量生産出荷管理

吸収抑制対策を実施して作付を再開又は継続。
(管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。)



福島第一原子力発電所



全袋検査

前年度の検査結果に応じて、濃密に検査を実施。
福島県では、24年産米から、県全体で全袋検査を実施(24年産では1,034万袋を検査)。



25年産米の検査結果（～平成25年8月）

- 24年産米の基準値超過はごくわずか。
- 25年産米の検査は8月より始まったところ。8月31日時点では基準値超過は検出されていない。

		検査点数	基準値 超過点数	超過 割合(%)
全袋検査分 (福島県及び宮城県の一部)	25年産	3,215	0	0
	24年産	1,036万	84	0.0008
抽出検査分 (福島県を除く16都県分)	25年産	160	0	0
	24年産	9,213	0	0

平成25年8月31日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

29

各品目の対応 (3) 畜産物

30

畜産物の安全確保

- ① 基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

31

基準値に対応した飼養管理(1)

食肉や牛乳が基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超える放射性セシウムを含まないように、飼料の暫定許容値を設定

	新暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

32

基準値に対応した飼養管理(2)

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
3. 代替飼料確保の支援



33

畜産物の放射性物質検査

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

7県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉)では、3カ月に1度、全戸検査を実施。

特に、このうち4県(岩手、宮城、福島、栃木)については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

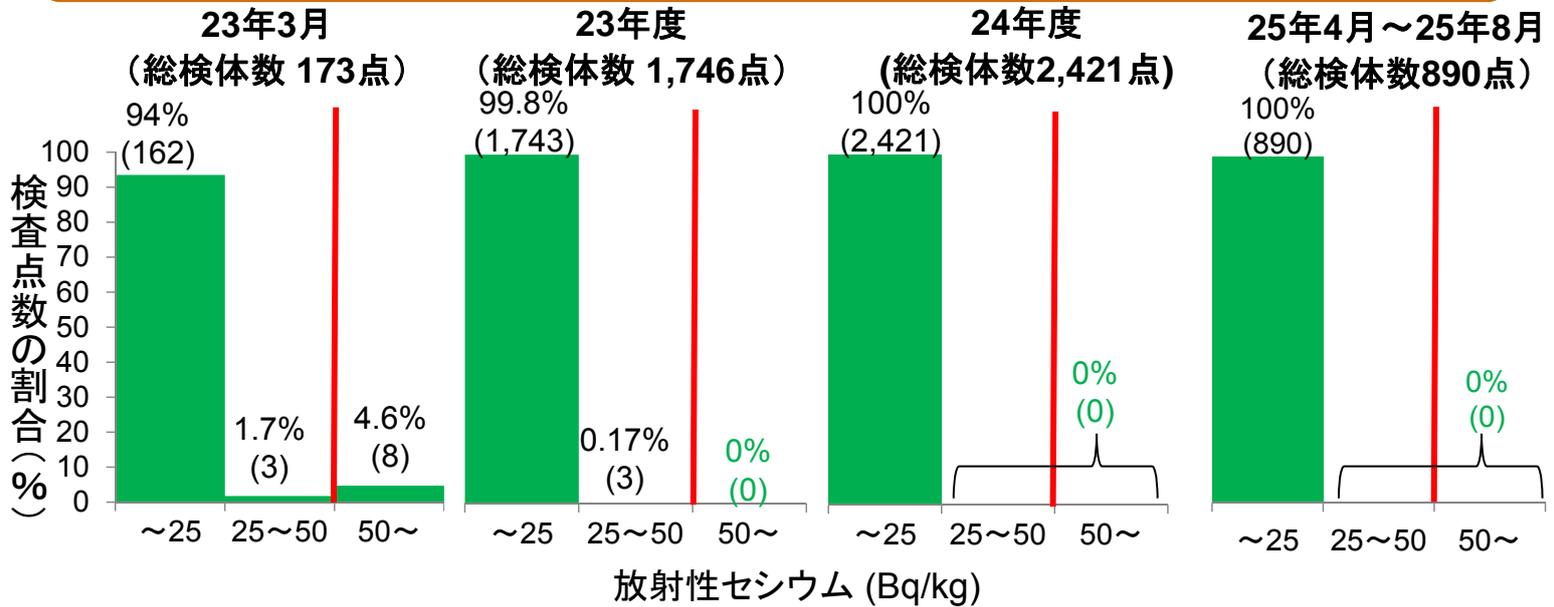
② 乳の検査頻度

6県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬)では、2週間に1度検査。

34

原乳の検査結果(～平成25年8月)

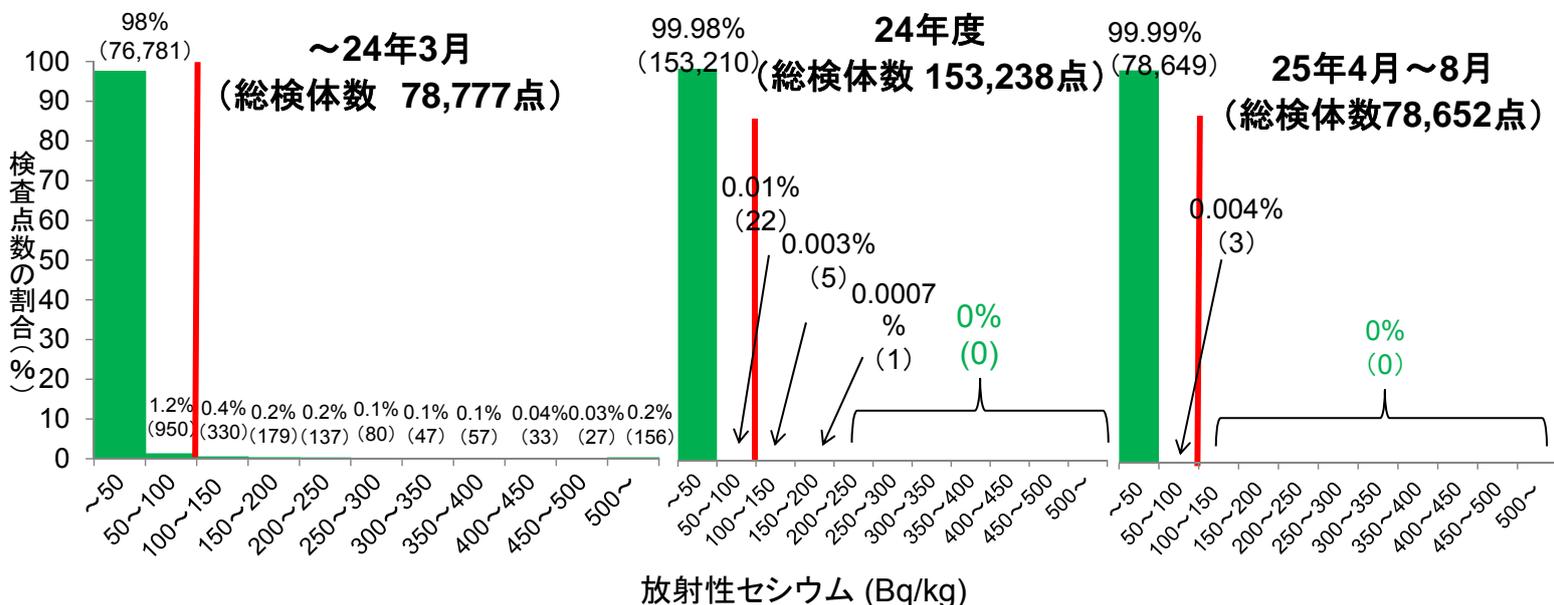
- 原発事故当初に200 Bq/kgを超過したものがみられたが、23年4月以降は全て50 Bq/kg以下。
- 24年度以降は全て基準値以下。



(注)・平成25年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

牛肉の検査結果(～平成25年8月)

- 23年度は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により100 Bq/kg超過がみられた。
- 24年度以降は100 Bq/kg超の割合は大幅に低下。

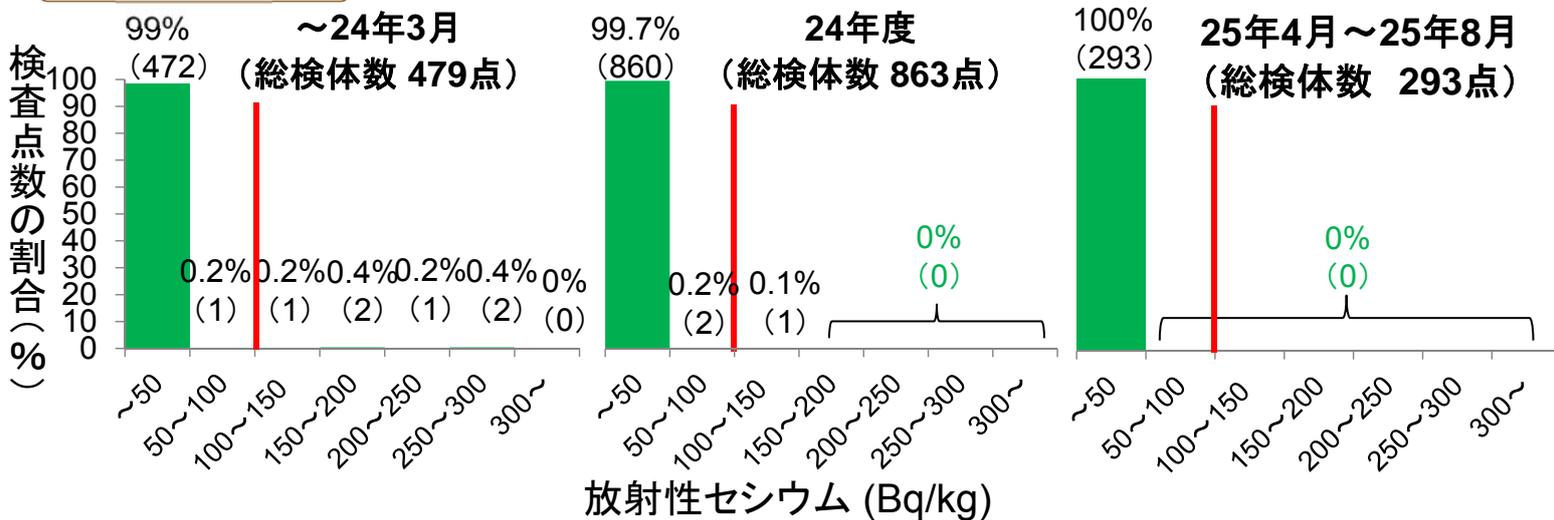


(注)・平成25年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果①(～平成25年8月)

- 豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・卵については23年度から大部分(99%)が100 Bq/kg以下。

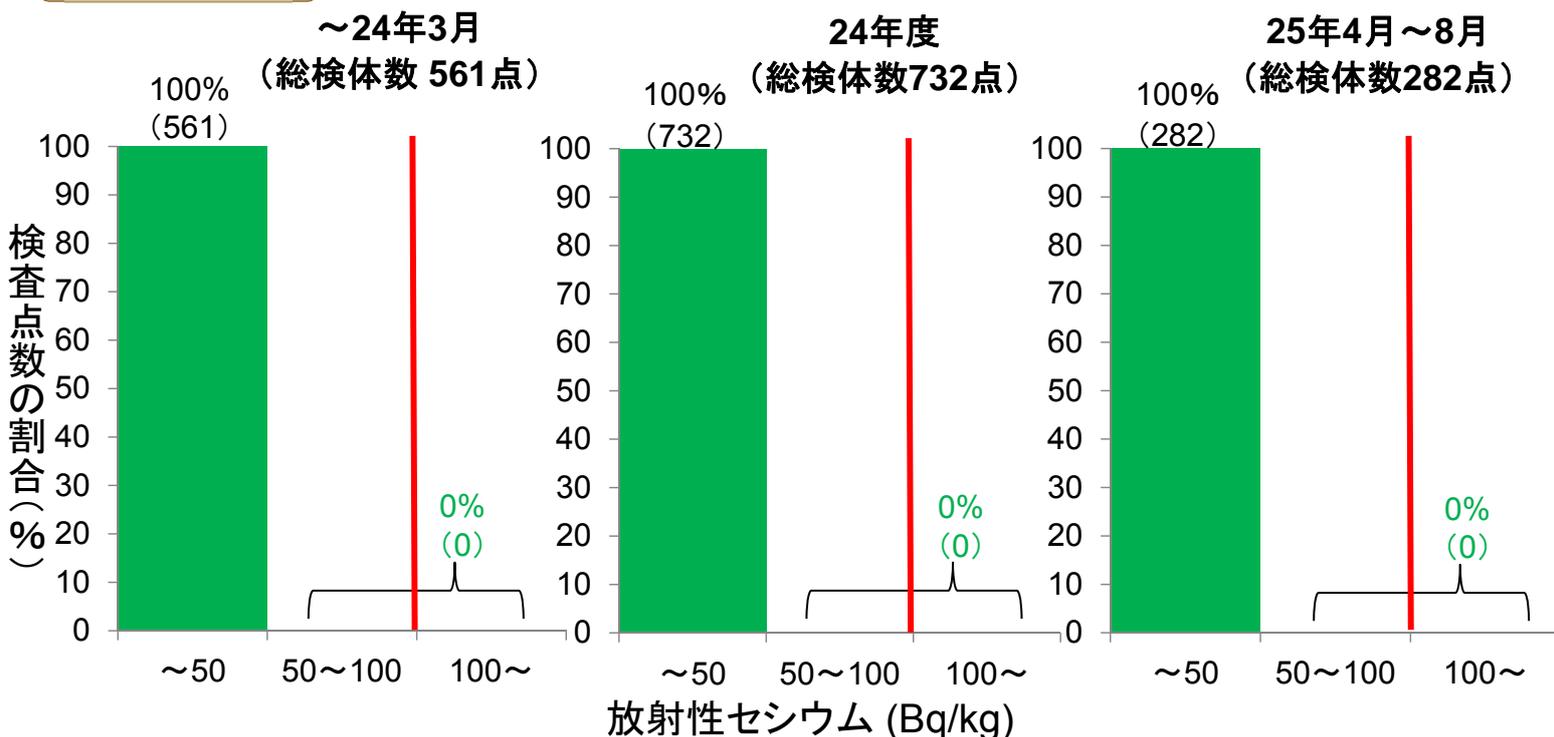
豚肉



(注)・平成25年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果②(～平成25年8月)

鶏肉・卵



(注)・平成25年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は50 Bq/kg以下として集計。

各品目の対応 (4) 特用林産物(きのこ等)

39

きのこ等の特用林産物の安全確保

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
4. ホームページ、パンフレットによる情報発信、
巡回指導



40

(参考)きのこ原木等の当面の指標値

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(H24.4月～)	
きのこ原木	150 Bq/kg	きのこ原木及びほだ木	50 Bq/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200 Bq/kg

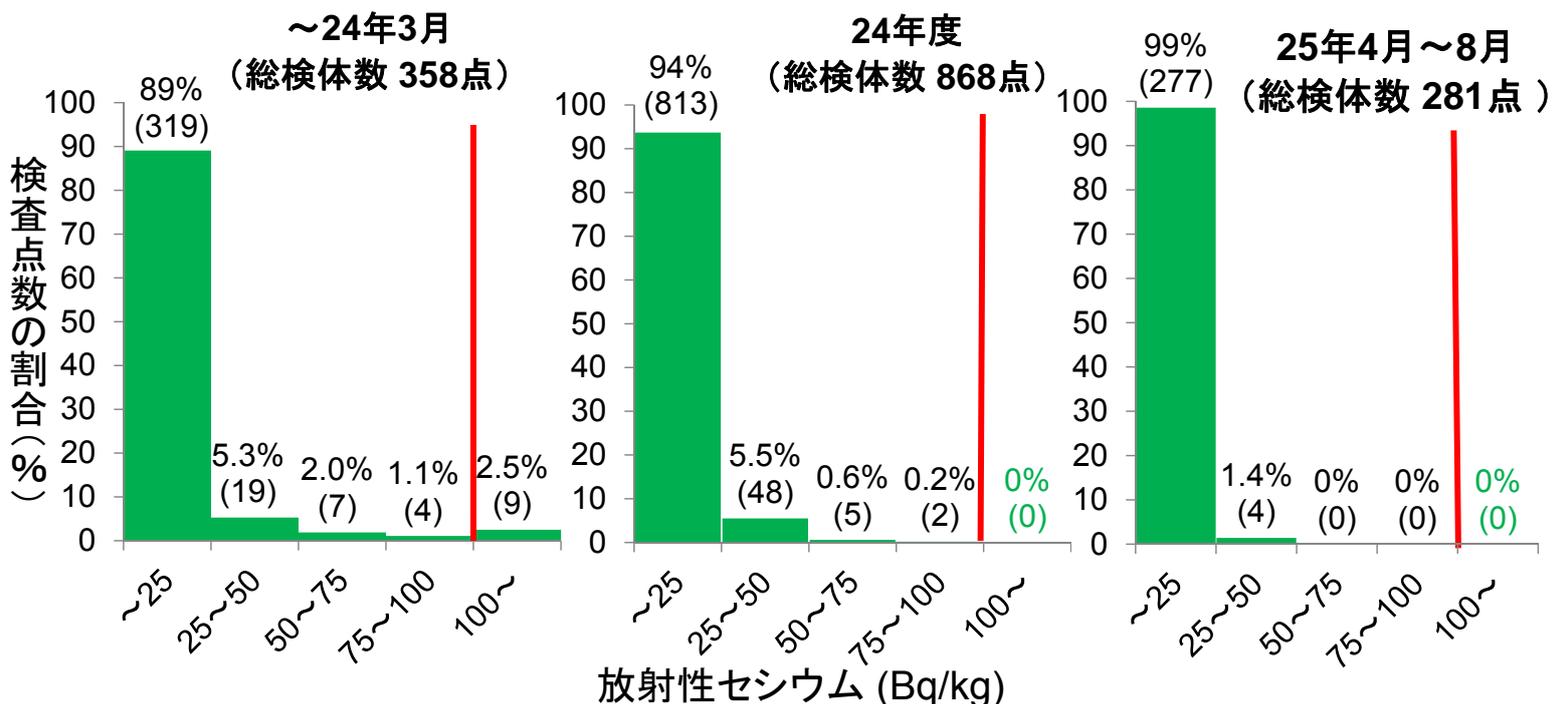
ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床:おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

41

菌床しいたけの検査結果(～平成25年8月)

菌床しいたけで24年度以降に基準値を超過したものは無い。



(注)・平成25年8月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

42